大阪版認定農業者支援事業実施要領

第１（目　的）

　安定的な農産物供給を担う主力となる認定農業者をはじめ、小規模でも新鮮で安全な農産物を直売所等へ出荷し地産地消に貢献する農業者や、農業の持つ多面的な機能を保全するために農作業の受委託・協業化を進める援農ボランティアなどの府民組織や集落営農組織などで、府知事から「大阪版認定農業者」の認定を受けたものに対し、農業経営計画を実現するために必要な機械・施設の整備を支援する。

第２（事業内容）

　本事業は、第１の目的に即し、地域農業の実態を踏まえ下記の事業を実施するものとする。

１　大阪府経営強化型農業者支援事業

安定的な農産物供給を担う主力となる国認定農業者と、それらと同程度の農業経営を目指す農業者が行う機械・施設の整備を支援する。

２　大阪府地域貢献型農業者等支援事業

新鮮で安全な農産物を広く府民に供給する取組を促進するため、小規模でも直売所へ出荷するなど大阪の地産地消に貢献する農業者に対し、直売関連施設等の整備を支援する。また、農業者の減少、高齢化による遊休農地の増大等に歯止めをかけ、農業の持つ多面的機能を保全するため、援農ボランティアなどの府民組織や大阪型集落営農組織、農協等による農作業の受委託や協業化を進めるために必要な機械・施設等の整備を支援する。

第３（戦略品目等優先枠）

市場ニーズ、生産拡大余地、付加価値向上など今後の事業展開の可能性を考慮して絞り込んだ戦略品目等の生産を拡大するため、革新的農業技術の導入にあたり必要な農業用機械・施設の整備を対象とする戦略品目等優先枠（以下「優先枠」という。）を設ける。

第４（事業主体）

　事業主体は、下記のとおりとする

１　大阪府経営強化型農業者支援事業

大阪府認定経営強化型農業者の組織する団体（農業法人を含む）、農業協同組合（優先枠に限る）

２　大阪府地域貢献型農業者等支援事業

大阪府認定地域貢献型農業者の組織する団体（農業法人を含む）、大阪府認定地域営農組織、農業協同組合（優先枠に限る）

第５（対象地区）

　事業の計画地区は、農業経営基盤強化促進基本構想又はそれに準ずる計画等（以下、「基本構想等」という。）を樹立した市町村において、今後相当長期にわたり営農を継続することが確実と見込まれる農地（宅地化農地を除く）が受益地となる区域とする。なお、直売所の整備に当たっては、直売所で販売する農産物の生産地が前述の地区であることとする。

第６（大阪版認定農業者支援事業実施計画）

１　計画作成主体

地域農業の実態を踏まえ、関係農業者の意向を尊重して、市町村長は大阪版認定農業者支援事業実施計画(以下「事業計画」という)を樹立するものとする。

２　事業計画の内容

１に定める計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 申請する事業区分

(2) 事業計画地区の概況

(3) 施設利用・運営計画

(4) 成果目標

(5) 施設整備計画

(6) 受益農家個表

３　事業計画の認定

市町村長は、１に定める計画（様式第１号）を知事に提出して認定を受けるものとする。

４　事業計画の変更

以下に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、上記３に準じた変更手続きを行うものとする。

　　　(1) 成果目標の変更

(2) 事業主体の変更

　　　(3) 事業内容の新設又は廃止

　　　(4) 施行箇所又は設置場所の変更

第７（事業の実施、評価）

１　第２に掲げる事業は、第６の２の(4)の施設整備計画により実施する。

２　本事業は、１地区あたり単年度完了とし、目標年度は原則として実施年度の翌年度とする。

３　事業実施基準は、別記のとおりとする。

４　市町村長は、成果目標の達成状況を、目標年度の翌年度の８月末日までに、様式第２号により知事に報告するものとする。

５　市町村長は、成果目標の達成率が80％未満となった事業主体に対し、適切な指導を行い、当該成果目標が達成されるまでの間、前項の報告をさせるものとする。

ただし、天災その他の外的要因等により、成果目標の達成が困難であると認められる場合は、府と協議の上対応するものとする。

第８（他の計画、施策との調整）

市町村長は、第６の事業計画が都市計画、農業振興地域整備計画、基本構想等および事業主体やその構成員が作成した農業経営計画等と調和するよう十分調整を図るものとする。

また、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は農業保険法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

第９（指導援助）

１　府は施策目標をふまえ関係機関との調整を図り、事業計画の樹立、事業の実施について、市町村等を指導援助するものとする。

２　市町村及び農業団体は、事業の目的及び樹立された事業計画が達成されるよう、関係農家に対し積極的に指導援助するものとする。

第１０（補助）

補助は次によるほか、別に定める大阪版認定農業者支援事業補助金交付要綱によるものとする。

１　府は毎年度、予算の範囲内において、認定を受けた事業計画のうち補助対象になった事業に要する経費について、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費を補助するものとする。

２　補助

(1) 大阪府経営強化型農業者支援事業

補助率は３分の１以内とする。

(2) 大阪府地域貢献型農業者等支援事業

補助率は３分の１以内とする。

第１１（その他）

　本要領に定めるもののほか必要な事項は農政室長が別に定める。

附　則

　本要領の制定に伴い「大阪を食べよう推進事業実施要領」は廃止するものとする。

　本要領は、平成２０年８月１日から施行する。

附則

　本要領は、平成２８年５月１７日から施行する。

附則

　本要領は、平成２９年４月３日から施行する。

附則

　本要領は、平成３０年４月１２日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附則

　１　本要領は、令和元年５月２１日から施行し、令和元年５月１日から適用する。

　２　この要領の施行の際限に改正前の通知の様式各号により提出されている申請書は、施行後の本通知の様式各号による申請書とみなす。

附則

　本要領は、令和３年１月７日から施行する。

附則

　本要領は、令和４年３月３０日から施行する。

別記

大阪版認定農業者支援事業実施基準

１　補助対象の事業主体・内容・採択基準等は別表及び運用のとおりとする。

２　補助対象事業は共同事業であって、共同利用もしくは共同管理によることを条件とする。

３　事業は新品によるものとし、原則として新築又は新設によるものとする。

４　補助の対象とする施設等は、原則として耐用年数が概ね５年以上のものとする。

５　自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは認められない。

６　補助対象事業費については、大阪府経営強化型農業者支援事業費は概ね1,000千円を下限とし、概ね10,000千円を上限とする。

　　大阪府地域貢献型農業者等支援事業費は概ね600千円を下限とし、概ね5,000千円を上限とする。ただし直売所を新規開設する場合には、上限事業費を概ね10,000千円とする。

７　レンタル事業を実施する場合の事業実施主体は農業協同組合とする。

　　農業用機械をレンタルする場合のレンタル料は原則として「事業主体負担金(事業費-補助金)/当該機械の耐用年数＋年間管理費」以内とする

８　個人施設若しくは目的外使用の恐れの多いものは補助の対象としない。

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 対象施設 | 事業主体 | 採択基準 |
| 大阪府経営強化型農業者支援事業 | ①安定的な農産物供給を担う主力となる国認定農業者および国認定農業者と同程度の農業経営を目指す農業者が行う機械・施設の整備を支援する。 | １)農業用機械  ＊レンタル用を含む  ＊農作物の生産や選別又はほ場管理用のものに限る  ２)共同利用施設  ＊集出荷場、農産加工施設、冷蔵庫 等  ３)直売所関連施設  ＊直売所等へ出荷するための加工品類の製造機器を含む | 大阪府認定経営強化型農業者の組織する団体・農業法人  農業協同組合  （優先枠に限る） | １）対象地域  　＊今後相当長期にわたり営農を継続することが確実と見込まれる農地  　＊宅地化農地は除く  ２）取組農家  　＊施設・機械の利用者(受益農家)の内、３件以上が大阪府認定経営強化型農業者であること  ３）実施計画を府が承認  　＊事業主体やその構成員が作成する「農業経営計画」から見て妥当性のある農業用機械、施設であること  　＊受益農家数、生産・処理量等から見て適正な規模の機械、施設であること |
| 大阪府地域貢献型農業者等支援事  業 | ①新鮮で安全な農産物を広く府民に供給する取組を促進するため、小規模でも直売所へ出荷するなど大阪の地産地消に貢献する農業者に対し、直売関連施設等の整備を支援する。  ②農業者の減少、高齢化による遊休農地の増大等に歯止めをかけ、農業の持つ多面的機能を保全するため、援農ボランティアなどの府民組織や大阪型集落営農組織、農協等による農作業の受委託や協業化を進めるために必要な機械・施設等の整備を支援する。 | 大阪府認定地域貢献型農業者の組織する団体・農業法人  大阪府認定地域営農組織  農業協同組合  （優先枠に限る） | １）対象地域  　＊今後相当長期にわたり営農を継続することが確実と見込まれる農地  　＊宅地化農地は除く  ２）取組農家  　＊施設・機械の利用者(受益農家)の内、３件以上かつ概ね３割以上が大阪府認定地域貢献型農業者であること  　＊ただし、大阪府認定地域営農組織が事業主体の場合は、前項に関わらず、組織構成員が３件以上であること  　＊農業用機械をレンタルする場合には受益農家(組織構成員)は３件以上の大阪府認定地域貢献型農業者であること  ３）実施計画を府が承認  　＊事業主体やその構成員が作成する「農業経営計画」から見て妥当性のある農業用機械、施設であること  　＊受益農家数、生産・処理量等から見て適正な規模の機械、施設であること  　＊直売所を新規開設する場合には当該直売所に農薬管理指導士等を置くこと |